

議案第139号

さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者福祉手当支給条例（平成13年さいたま市条例第167号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、<u>障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める級別の1級、2級又は3級に該当するもの</u></p> <p>(2) 市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者で、同制度に定める<u>A、B又はCの障害を有するもの</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級の1級又は2級に該当するもの</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるものに相当すると市長が認めた者</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当するもの</p> <p>(2) 市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者で、同制度に定める<u>A、B又はCの障害を有するもの</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるものに相当すると市長が認めた者</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(受給資格等)

第3条 手当を受給できる者は、次の各号のいずれにも該当する心身障害者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。次号において「法」という。)第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設に入所していないこと。
- (3) 法第17条の規定による障害児福祉手当、法第26条の2の規定による特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当のいずれの支給も受けていないこと又はこれらの手当のいずれかの支給を受け、かつ、前条第1項第1号に規定する身体障害者手帳(1級又は2級に係るものに限る。)及び同項第2号に規定する療育手帳(Aの障害に係るものに限る。)の交付を受けていること。

2 [略]

(受給資格の喪失等)

第4条 前条第2項の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失う。

- (1)・(2) [略]

2 [略]

(支給制限等)

第7条 手当は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間について支給しない。

(受給資格等)

第3条 手当を受給できる者は、市内に住所を有し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設に入所していない心身障害者で、法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定に基づく福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)を受給していないものとする。ただし、特別障害者手当等を受給している者で、前条第1項第1号に規定する1級又は2級の身体障害者手帳と同項第2号に規定する又はAの療育手帳を重複して交付されているものは、この限りでない。

2 [略]

(受給資格の喪失等)

第4条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失う。

- (1)・(2) [略]

2 [略]

(支給制限等)

第7条 手当は、受給者の前年の所得(新たに受給者となった者であって、1月分から7月分までの手当のいずれかを受給することができるものについては、前々年の所得)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されたときは、当該市町村民税が課された年度

の初日が属する年の8月分から翌年7月分までは、支給しない。

(1) 前年の所得（新たに受給者となった者であつて、1月分から7月分までの手当のいずれかを受給することができるものにあつては、前々年の所得）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されたとき 当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年7月分まで

(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった日（その日が2以上あるときは、最も早い日）において65歳以上である受給者がさいたま市重度要介護高齢者手当支給条例（平成13年さいたま市条例第157号）第4条第2項の規定による支給の決定（次号において「重度要介護高齢者手当支給決定」という。）を受けたとき 同条第1項の規定による重度要介護高齢者手当の支給の申請をした日の属する月（同条例第6条の規定の適用がある場合にあつては、同条に規定する支給の始期）からその支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

(3) 重度要介護高齢者手当支給決定を受けた者が第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合において、その該当することとなった日（その日が2以上あるときは、最も早い日）以後に手当の受給資格の認定を受けたとき 前条の規定により当該認定に係る支給を開始する月から重度要介護高齢者手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給せず、又は一時差し止めることができる。

3 [略]

（手当の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があつたときは、当該手当の全部又は一部を返還させることができる。

（受診命令）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は保護者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

別表（第5条関係）

障害の程度	手当の額
1・2 [略]	月額 5,000円
3 第2条第1項第3号	

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部若しくは一部を支給しないこと又は一時差し止めることができる。

3 [略]

（手当の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があつたときは、当該手当の全部又は一部を返還させることができる。

（受診命令）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は保護者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

別表（第5条関係）

障害の程度	手当の額
1・2 [略]	月額 5,000円
3 第2条第1項第3号	

に規定する障害の程度が最重度、重度又は中度と判定された者		に規定する障害の程度が最重度、重度又は中度とされた者	
4 第2条第1項第4号に規定する障害の程度が障害等級1級に該当する者			
5 前各項に掲げるものに相当すると市長が認めた者		4 前3項に掲げるものに相当すると認めた者	
6 第2条第1項第6号に規定する者		5 第2条第1項第5号に規定する者	
1・2 [略]	月額 2,500円	1・2 [略]	月額 2,500円
3 第2条第1項第3号に規定する障害の程度が軽度と判定された者		3 第2条第1項第3号に規定する障害の程度が軽度とされた者	
4 第2条第1項第4号に規定する障害の程度が障害等級2級に該当する者			
5 前各項に掲げるものに相当すると市長が認めた者		4 前3項に掲げるものに相当すると市長が認めた者	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市心身障害者福祉手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項第2号及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格の認定（当該認定により引き続き手当の支給を受けることとなる場合を除く。この項において同じ。）を受けた者について適用し、同日前に受給資格の認定を受けた者については、なお従前の例による。

(支給期間の特例)

- 3 この条例の施行の日前に改正後の条例第2条第1項第4号に規定する要件に該当していた者であって、同日から平成22年2月28日までの間に受給資格の認定の申請を行ったものの手当については、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、同年1月分から支給する。